

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設（平成27年度統合予定）		
事業開始年月日	昭和50年1月28日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	西条市	職員数（H24. 4. 1現在）	27
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	124（H21年度）	財政力指数	0.765（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	86.9（H21年度）	実質公債費比率（%）	14.7（H22年度）
		将来負担比率（%）	111.9（H21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年11月1日 合併前市町村：西条市、東予市、丹原町、小松町] 市町村合併に伴い、旧西条市及び東予市・丹原町公共下水道事務組合の各下水道事業を統合するとともに、平成18年度から建設、維持管理部門を本庁に集約するなど、将来の組織機構を勘案し事務事業の見直しを行なっている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	西条市下水道事業中長期経営計画
計画期間	平成20年度～平成29年度
計画策定責任者	西条市長 伊藤 宏太郎
既存計画との関係	集中改革プラン 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	本計画の概要についてホームページ等で11月を目途に公表。議会に対しては平成19年度3月議会にて提案説明で報告。平成24年度については、延長計画のため、予算計上をもって報告に替える。
基本方針	下水道事業は、衛生的で快適な生活を確保し、公共用水域の水質保全のために不可欠のものであり、今後も計画的に事業を推進していく必要がある。しかし、下水道事業の経営は非常に厳しい状況下におかれており、今後、整備区域拡大による管理費用や、改築更新費用の増大などを踏まえ、より一層の計画的かつ効率的な事業執行が必要になる。よって本計画を策定し、今まで以上の経営の効率化、健全化に取り組む。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,951.6			1,951.6
	補償金免除額	229.8			229.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(665.7)			(665.7)

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業	164,280.1			164,280.1
	農業集落排水施設	1,951.6			1,951.6
	合 計 (A)	166,231.7			166,231.7
※上記のうち 一般（再掲）負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	166,231.7			166,231.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち 一般（再掲）負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	農業集落排水施設	(665.7)			(665.7)
	合 計 (A)	(665.7)			(665.7)
※上記のうち 一般（再掲）負担分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	(665.7)			(665.7)

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容							
財務上の特徴	<p>平成16年11月の市町村合併後、西条市における公共下水道処理区は2箇所となっている。西条処理区は昭和60年3月31日に供用開始し、平成22年度末で普及率74.7%、水洗化率93.5%となり、東予・丹原処理区は平成3年3月31日に供用開始し、普及率は26.8%、水洗化率78.5%となっており、市全体では普及率49.8%、水洗化率は90.3%となっている。</p> <p>本市の経営指標について、経年推移や類似団体と比較した場合、下の表のようになる。下水道整備が進み普及率のアップに伴い、経営指標も若干改善の方向ではあるが、本市は類似団体や全国平均に比べて、有収率、使用料単価、使用料回収率が低くなっている。また、汚水処理原価のうち資本費が高くなっている。維持管理費においては、100%使用料で賄ってはいるものの、資本費への使用料充当率がわずかであるため、一般会計からの繰入を余儀なくされている。</p> <p>平成22年度決算において、歳出に占める公債費割合は57.6%と半分以上を占め、歳入に占める地方債割合は39.9%となっている。</p>							
区 分	西条市					類型平均 21年度	全国平均 (公共) 21年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
水洗化率	(%)	87.8	87.6	88.1	89.8	90.3	93.1	93.5
有収率	(%)	71.4	72.7	72.1	75.3	76.0	85.5	81.4
使用料単価	(円/㎡)	61.4	61.4	61.2	61.0	61.3	132.6	134.2
汚水処理原価	(円/㎡)	287.5	167.7	172.6	169.8	167.4	159.1	151.5
汚水処理原価(維持管理費)	(円/㎡)	42.6	41.6	41.9	45.5	43.6	72.8	65.3
汚水処理原価(資本費)	(円/㎡)	244.9	126.1	130.7	124.3	123.8	86.3	86.2
使用料回収率	(%)	21.4	36.6	35.4	35.9	36.6	83.4	88.6
使用料回収率(維持管理費)	(%)	144.3	147.5	145.9	134.2	140.7	182.2	205.4
一般家庭使用料	(円)	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	2,197	2,584
処理人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	(円/人)	6,100	6,004	6,092	6,478	6,276	8,406	7,268
処理人口1人あたりの資本費(汚水分)	(円/人)	35,092	18,196	19,003	17,704	17,845	9,971	9,587
処理人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	(円/人)	41,192	24,200	25,095	24,181	24,121	18,377	16,855

経営課題

課題 ① 料金水準の適正化

本市の料金水準は、全国平均の使用料単価134.2円/m³に対して、61.0円/m³と著しく低い状況にある。内訳は西条処理区が53.1円/m³、東丹処理区106.6円/m³であり、普及が進んでいる西条処理区の単価が低いことが影響している。

料金体系は、東丹処理区が一般的な従量制をとっているのに対し、西条処理区は一般家庭が人頭制、事業所等が従量制を採用している。西条処理区は、ほとんどの区域が地下水に依存しており、各家庭に上水メーターを設置していないことが背景にある。このため、使用水量に見合って料金をとっていない西条処理区では、東丹処理区より有収水量が高い傾向にある。

また、西条処理区の実業所の単価が東丹処理区と比較して低いことも、両処理区の単価差の大きな原因となっている。

これらのことから、料金については、地区間統一とともに、適正価格に引き上げるという課題を併せ持っているが、これら課題の解決に向けては、急激な市民負担に配慮しつつ、段階的な調整を行っていく必要があるものと考えている。

課題 ② 資本投下の抑制

本市の下水道普及率は、平成22年度末で49.8%であり、依然として多くの未整備地域を残している。各処理区に対する内訳は、西条処理区が74.7%、東予丹原処理区が26.8%となっており、東予・丹原処理区の普及が遅れている状況である。また、今後の整備地域は、これまで整備してきた区域と比べて人口密度が疎になってくることから、相対的に費用が割高になってくる。

一方、雨水の整備は、雨水ポンプ場を中心とした雨水整備を進めており、現在41.9%の整備率となっている。しかしながら、既設水路の能力が不足している地域もあり、既設水路を生かした効果的な水路整備を推進していく必要がある。また、依然として未着手の排水区もあるため、地域の実情などを勘案し、計画的な整備を行っていく必要がある。

さらに汚水、雨水ともに、主要な施設は供用後相当な年数を経過していることから、老朽化の著しい施設については、延命化を図りつつ、順次更新をしていく必要がある等、汚水、雨水、改築更新とそれぞれ課題を有しているところである。

また、使用料回収率については、前回の繰上償還に伴い経費回収率は改善し、現在36.6%（18年度比+15.2%）まで向上したが、依然として資本費の回収率が低いことから、今後は、なお一層の合理的な計画のもとに、効率的・効果的な投資を進めていく必要がある。

課題 ③ 合理的運営の取り組み及びサービス供給コストの縮減

本市では、公共下水道事業の外に、農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業を実施しているが、両施設共に供用開始後20余年を経過し、今後大規模な延命化対策や改築更新費用が負担となってくる状況にある。

よって、これらを公共下水道へ接続することにより、当該費用を節減し、下水道事業全体の効率的、合理的運営を行っていく必要がある。

また、本市の主要な下水道施設の運転管理は、供用開始当初からメンテ業者に委託しているが、施設の運転に使用する主要な燃料は、市全体事業として大口契約を行うことでコスト縮減を図り、薬品については常駐の市職員が幅広い取扱業者の中から購入し、メンテ業者に支給するなど、維持管理費の低減に努めている。今後とも、これらのことを継続し、一層コスト縮減に取り組む必要がある。

課題 ④ アセットマネジメント手法の導入等

膨大な下水道施設の維持管理について、施設のライフサイクル全期間に対し、総合的な視点にたって計画的、経済的な管理を行っていくため、アセットマネジメント手法等の導入を検討する必要がある。

	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度									
		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,327	1,362	1,286	1,215	1,203	1,209	1,236	1,274	1,288	1,322
	(1) 営 業 収 益 (B)	809	706	715	697	719	722	755	790	805	841
	ア 料 金 収 入	493	497	496	507	514	532	570	601	612	645
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	(302)	(193)	(218)	(184)	(203)	(189)	(184)	(188)	(192)	(195)
		14	16	1	6	2	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	518	656	571	518	484	487	481	484	483	481
	ア 他 会 計 繰 入 金	377	419	359	322	287	317	311	314	313	311
	イ そ の 他	141	237	212	196	197	170	170	170	170	170
	2 総 費 用 (D)	1,327	1,109	1,091	986	1,007	1,036	990	1,002	1,011	1,018
	(1) 営 業 費 用	433	438	502	448	477	502	497	500	515	532
	ア 職 員 給 与 費	67	60	73	75	76	73	70	70	70	70
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	366	378	429	373	401	429	427	430	445	462
(2) 営 業 外 費 用	894	671	589	538	530	534	493	502	496	486	
ア 支 払 利 息	(98)	(72)	(62)	(57)	(56)	(69)	(69)	(68)	(68)	(66)	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	796	599	527	481	474	465	424	434	428	420	
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	253	195	229	196	173	246	272	277	304	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,848	4,163	3,489	2,591	2,427	2,695	2,645	2,704	2,543	2,186
	(1) 地 方 債	4,174	3,074	2,299	1,305	1,216	1,265	1,286	1,277	1,171	1,014
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	514	628	700	702	708	618	505	455	402	387
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,099	805	770	787	792	893	804	818	851	831
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	522	238	377	465	385	517	525	579	491	311
	(6) 工 事 負 担 金	51	45	43	33	33	20	30	30	30	30
	(7) そ の 他	2	1		1	1					
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,878	4,416	3,684	2,820	2,621	2,870	2,891	2,976	2,820	2,490
	(1) 建 設 改 良 費	1,523	839	1,020	1,166	976	1,288	1,397	1,497	1,349	1,012
	ウ ち 職 員 給 与 費	143	145	120	120	112	117	130	130	130	130
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,355	3,577	2,664	1,654	1,645	1,582	1,494	1,479	1,471	1,478
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 30	△ 253	△ 195	△ 229	△ 194	△ 175	△ 246	△ 272	△ 277	△ 304	

(単位:百万円,%)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 30	0	0	0	2	△ 2	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	30	0	0	0	0	2	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	23.4	29.1	34.2	46.0	45.4	46.2	49.8	51.4	51.9	53.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	809	706	715	697	719	722	755	790	805	841
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	23,604	23,339	23,186	23,033	22,802	22,698	22,660	22,628	22,498	22,204

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	679	612	577	506	490	505	495	502	505	505
うち基準内繰入金	671	604	570	499	483	499	489	497	500	501
うち基準外繰入金	8	8	7	7	7	6	6	5	5	4
資 本 的 収 支 分	1,099	805	770	787	792	893	804	818	851	831
うち基準内繰入金	133	110	112	101	97	107	111	115	119	115
うち基準外繰入金	966	695	658	686	695	786	693	703	732	716
合 計	1,778	1,417	1,347	1,293	1,282	1,398	1,299	1,320	1,356	1,336

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	36.6	35.4	35.9	36.6	36.4	36.5	41.2	42.5	42.4	43.5	
資本費 (円又は%)	126	131	124	124	124	121	119	122	120	117	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	23.4	29.1	34.2	46.0	45.4	46.2	49.8	51.4	51.9	55.5	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	51.1	44.9	44.9	41.6	40.7	41.8	40.0	39.4	39.2	36.4
	うち基準内繰入金 (%)	50.5	44.3	44.3	41.1	40.1	41.3	39.6	39.0	38.8	36.1
	うち基準外繰入金 (%)	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
	資本的収入分 (%)	18.8	19.3	22.1	30.4	32.6	33.1	30.4	30.3	33.5	36.1
	うち基準内繰入金 (%)	2.6	2.6	3.2	3.9	4.0	4.0	4.2	4.3	4.7	5.4
うち基準外繰入金 (%)	16.5	16.7	18.9	26.5	28.6	29.1	26.2	26.0	28.8	30.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	当市の料金水準は、全国平均の使用料単価134.2円/m ³ に対して、61.0円/m ³ と著しく低い状況である。中でも西条処理区は53.1円/m ³ と一段と低くなっている。料金収入については、整備区域の拡大に伴う水洗化率の向上と料金改定に伴う要因が大きいことから、平成18年度末に90%を下回っていた水洗化率を平成22年度には90%台に引き上げた。更に、今後の5年間で約3%の水洗化率向上を図り、水洗化人口約5000人の増加による有収水量の増加を図る。 また、平成25年度に段階的な使用料の統一も視野に入れた20%アップの料金改定に取り組む。
2 他会計繰入金の見込み	収益的収支の営業収益には雨水処理負担金として、営業外収益には他会計繰入金として、資本的収支には他会計補助金として、毎年13～14億円の一般会計からの繰入を行っている。平成28年度には平成23年度に比べ、繰入金が約10%程度削減されるよう、使用料収入の確保と維持管理費の削減などに取り組むとともに、今後も資本費平準化債を活用する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模な建設改良事業については、東予・丹原浄化センター水処理施設の増設において、当初平成21年度～平成24年度での実施予定であったものを、平成26年度まで繰延し、事業費の平準化を図りながら実施している。それに伴い、事業実施年度において、毎年1,000万円前後繰入金を削減することができる。 資産の売却については実施予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		市全体では、集中改革プランにおいて、平成18年度～22年度の5年間で112人(8.1%)という行革推進法(5%)を上回る削減を目標としていたが、平成22年4月1日には345人(進捗率308%)の削減を行い、平成24年4月1日には、379人の削減となった。今後も、事務事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、退職者の補充についても、職種等必要性を十分に精査した上で採用するなど定員管理の適正化に努める。公共下水道特別会計の職員数は、平成18年4月1日と比較し、平成24年4月1日現在で8人の純減となっている。
○ 給与のあり方		<p data-bbox="293 549 663 675">◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方</p> <p data-bbox="293 675 663 801">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p data-bbox="293 801 663 927">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p data-bbox="293 927 663 1118">◇ 福利厚生事業のあり方</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③、④	<p data-bbox="819 1118 2036 1166">③下水道事業全体としての、経費削減を図るため、現在、公共下水道事業のほかに実施している農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業について、段階的に公共下水道に接続していく。</p> <p data-bbox="819 1166 2036 1214">④膨大な下水道施設の維持管理について、施設のライフサイクル全期間に対し、総合的な視点に立って計画的、経済的な管理を行っていくため、アセットマネジメント手法等の導入を検討し、これにより維持管理費の削減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		下水道事業整備段階では計画施工面において自治体の関与が望ましい。また、その水質規制や、住民との権利義務関係の公物警察権の部分開放の問題等も有することから、管理運営の全面的委託を行う指定管理者制度や、PFIの導入は、現時点では困難であると判断しているが、最も具現性のある包括的民間委託については、検討を進めていくものとする。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	料金水準の適正化に関し、本市の料金水準は著しく低い状況であり、平成21年度の全国平均使用料単価134.2円/m ³ を大きく下回る61.0円/m ³ となっている。また合併時からの課題である料金体系・使用料単価の統一が図られていないことから、処理区間に格差があるため、まずは平成25年度を目途に将来的な使用料の統一を視野に入れ、現行の20%アップの料金改定に取組む。その後、経営の効率化を図りながら、急激な市民負担の増加に配慮しつつ、4～5年毎に料金改定の検討を行う。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入		一般会計、特別会計の財政事業の公表を広報紙等で行っている。また、公共下水道事業の財政状況について、ホームページで公表を行っている。これらについて、今後も継続して行う。
4 その他	②	②老朽化した施設について、単純更新とするのではなく、長寿命化対策工事により延命化を図れるものについては、それに取組み、経費の縮減を行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	経常経費については、市全体の予算編成方針により、毎年度一律5%カットなどの措置が取られているところだが、これに沿った予算見積りを実施することにより、経費削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	東予・丹原処理区内において、シルバー人材センターに委託している普及促進活動を今後も継続することにより、下水道への接続率を高め、使用料収入の増額を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出しは、ここ数年7億円前後となっており、ピーク時に比較して半減できている。今後も、この状態を維持しながら、さらなる削減を目指すため、IV1における下水道事業全体の維持管理費用の削減を図るため、農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業を、段階的に公共下水道に接続し、平成27～28年度で19百万円の経費削減を行う。一方、更なる普及促進に取り組むことにより、水洗化人口約5000人の増に伴う料金収入の増、約110百万円を確保するとともに、IV2における料金水準の適正化による、当面、平成25年度を目途とした料金改定に取組むことにより、約215百万円の収入増を見込む。これらの取組みにより、計325百万円の自主財源を確保して、基準外繰出しの解消に努めるものとする。
4 その他	IV4 平成23～24年度に実施している本陣川ポンプ場改築工事について、単純更新とせず、長寿命化対策工事により延命化を図ることで、54百万円の経費削減を行う。処理場、ポンプ場などの老朽化した施設全般の改築更新工事において、長寿命化対策の手法を取り入れることにより、改築事業費の抑制を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	55,130	55,888	55,950	57,020	57,330	57,657	57,657	58,138	58,906	59,674	61,402	63,619	63,619
		A 増減		758	820	1,890	2,200	2,527	2,527	481	1,249	2,017	3,745	5,962	5,962
		B 増減	48,384	48,784	49,286	51,192	51,766	52,231	52,231	53,090	54,121	54,982	56,793	59,175	59,175
		増減		400	902	2,808	3,882	3,847	3,847	859	1,890	2,751	4,562	6,944	6,944
	C 増減	87.8	87.6	88.1	89.8	90.3	90.6	90.6	91.3	91.9	92.1	92.5	93.0	93.0	
	D 増減	△ 0.2	△ 0.3	0.3	2.0	2.5	2.8	2.8	0.7	1.3	1.8	1.9	2.4	2.4	
	増減	7,899,296	8,037,180	8,132,849	8,119,086	8,262,184	8,411,443	8,411,443	8,443,628	8,534,350	8,625,072	8,915,794	9,236,516	9,236,516	
	D 増減	137,884	293,553	219,790	362,888	512,147	512,147	512,147	32,185	122,907	213,629	304,351	425,073	425,073	
	増減	61	61	61	61	61	61	61	63	67	70	69	70	70	
	E 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	F 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	G 増減	90.2	88.8	87.2	85.6	84.3	83.2	83.2	83.6	84.2	84.9	85.6	86.2	86.2	
	H 増減	△ 1.4	△ 3.0	△ 4.6	△ 5.8	△ 7.0	△ 7.0	△ 7.0	0.4	1.0	1.7	2.4	3.0	3.0	
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	2,342,509	2,258,599	2,072,059	2,012,080	1,937,411	1,944,155	1,944,155	1,999,786	1,979,000	2,026,000	2,080,000	2,109,000	
		I 増減	△ 83,910	△ 270,450	△ 330,429	△ 405,098	△ 398,354	△ 398,354	△ 399,354	55,631	34,845	81,845	135,845	164,845	
	J 増減	42	41	37	35	35	34	34	34	34	34	34	33	33	
	K 増減	287	168	173	170	167	168	168	172	163	165	163	161	161	
	L 増減	43	42	42	45	44	43	43	51	44	44	44	44	44	
	M 増減	△ 1	△ 1	△ 1	2	1	0	0	3	1	1	1	1	1	
	増減	21.4	36.6	35.4	35.9	36.6	36.4	36.4	36.5	41.2	42.5	42.4	43.5	43.5	
	増減														
	増減														
	増減	23,613	23,400	23,372	23,533	23,873	23,873	23,873							
増減	23,644	23,604	23,339	23,186	23,033	22,802	22,802	22,698	22,660	22,628	22,498	22,204	22,204		

(単位:千円、百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	改善効果額	485	509	525	536	564	575	284							
			24	40	51	79	90									
収入の確保	①有取水量の増加	改善効果額	23	38	48	53	62	62	224							
		②使用料の適正化				22	23	23	23	45						
		③収納率の向上		1	2	3	4	5	5	15						
		その他④()														
	改善効果額															
経営の効率化	⑤職員給与費の適正化	改善効果額	2848	2796	2847	2830	2849	2821	2821							
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	213	203	203	203	203	203	203							
		改善効果額	69	69	69	69	69	69	69	345						
		⑤職員給与費の適正化	10	10	10	10	10	10	10	50						
	維持管理費(上記以外)の適正化	59	59	59	59	59	59	59	295							
改善効果額		600						600								
当初計画改善効果額 合計									1,229							

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円<百万円>)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				507	513		531	570	601	612	645		
		改善効果額							0	30	61	62	62	215	
		①有収水量の増加													0
		②使用料の適正化									30	61	62	62	215
		③収納率の向上													0
	その他④()														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費					1,937	1,944		2,000	1,979	2,026	2,080	2,109	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					195	195		200	200	200	200	200	
		改善効果額								0	0	0	0	0	0
		⑤職員給与費の適正化													
		維持管理費(上記以外)の適正化													0
		()													
		67													
その他⑥(処理場管理委託料の削減)															
改善効果額												5	14	19	

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。	延長計画改善効果額 合計 A	234
2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B	
3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	A + B	234
4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。	<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	0.2
5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。 【平成22年度地方公営企業決算状況調査】		

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方
平成24年度中に料金改定案の作成等を行い、平成25年度中に最大で現行の20%アップの料金改定を目指す。その後は、4~5年のスパンで料金改定に取組む。

○ その他に記入された項目に関する取組等
平成27年度に農業集落排水事業を、また、平成28年度にコミュニティプラント事業を公共下水道に接続することにより、それまで個々に発生していた維持管理を1箇所に集中することができ、それに伴い下水道事業全体の維持管理費に係る処理場管理委託料の削減を行う。平成27年度で約5百万円、平成28年度で約14百万円の削減見込。